

財務省告示第四百四十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年九月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二														
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行行	利率	経過利子	の払込み										
利付国庫債券（十年）（第二百六	十三回）	三十九年法律第六号）第五條第	一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けけるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	財政融資資金による利付国庫債	券（十年）の借換えのため引	受け	額面金額で二千五百億円	二千万五百十九億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成十六年九月二十一日	額面金額百円につき百円七十六	銭	年一・六パーセント	財務大臣は、払込金額に加えて、	次算式により算出した金額を	第十八号に規定する期日に払い

込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{365}}$$

十三 初期利子

平成十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十六年九月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

日本銀行

十七 払込期日

平成十六年九月二十一日